

昭和四十一年総理府令第五号

職員 兼業の許可に関する内閣官房令

国家公務員法第四十条及び職員の兼業の許可に関する政令第一条の規定を実施するため、職員の兼業の許可に関する総理府令を次のように定める。

(兼業の許可の基準)

第一条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、兼業の許可の申請があつた場合においては、その職員の占めている官職と国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第四十条の団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めるときに限り、許可することができる。

(兼業の許可の申請)

第二条 兼業の許可の申請は、別記様式の兼業許可申請書でしなければならない。

(内閣総理大臣に対する申請)

第三条 内閣総理大臣に対する兼業の許可の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。

2 前項の場合においては、所轄庁の長は、当該兼業の許可を与えてから前条の兼業許可申請書を内閣総理大臣に対して提出しなければならない。

(許可台帳の整備)

第四条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、職員の兼業の許可に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 許可年月日
- 二 職員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する職務の級
- 三 兼業先及びその職名
- 四 兼業予定期間

(権限の委任)

第五条 職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条第一項各号に掲げる職員で次に掲げるもの以外のものに関する兼業の許可及び職員が同条第二項に規定する職を兼ねる場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、当該職員の所轄庁の長に委任する。

- 一 その属する職務の級が研究職俸給表の五級又は六級である職員
- 二 その属する職務の級が医療職俸給表（一）の三級、四級又は五級である職員

三 その属する職務の級が専門スタッフ職俸給表の二級、三級又は四級である職員

四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

2 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる職員で科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項の研究公務員であるものが同法第十七条第一項の共同研究等その他これに類する研究に従事する場合における兼業の許可に関する内閣総理大臣の権限は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所轄庁の長に委任する。

附 則 この府令は、昭和四十一年二月十九日から施行する。

附 則（昭和四十四年一〇月二四日総理府令第四〇号）

この府令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年二月二八日総理府令第五〇号）

1 この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の職員の兼業の許可に関する総理府令の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

2 この府令による改正前の職員の兼業の許可に関する総理府令の規定により昭和六十年七月一日からこの府令の施行の日の前日までの間にされた許可は、この府令による改正後の職員の兼業の許可に関する総理府令の規定による許可とみなす。

附 則（昭和六三年三月一八日総理府令第六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年五月一〇日総理府令第二三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二九日総理府令第五号）

1 この府令は、平成五年四月一日から施行する。

2 兼業府令の一部改正に伴う経過措置（兼業府令第二条の規定による兼業の許可の申請は、当分の間、この府令第二条による改正前

の兼業府令別記様式の兼業許可申請書で行うことができる。

附 則（平成九年九月一二日総理府令第五〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年八月二四日総理府令第九〇号）抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二六年三月二三日内閣府令第三号）

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二八日内閣府令第八六号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月二七日内閣府令第二二号）

この府令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二八日内閣府令第二二号）

この府令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月二〇日内閣府令第六二二号）

この府令は、平成二十年十月二十一日から施行する。

附 則（平成二六年五月二九日内閣府令第四三三号）

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二十二号）の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附 則（平成二九年三月七日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年一月二七日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日内閣官房令第二号）抄

(施行期日)

第一条 この内閣官房令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年一月三一日内閣官房令第一号）

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

新 卒 卒 可 申 請 書	
(注意) □印の付いた項目は記入する□印のない項目は、数字は算用数字を記入して下さい。	
(内務省 警務大臣) _____ 殿 (所 属 庁 長) _____ 殿	年 _____ 月 _____ 日 (申請者) _____
国家公務員法第104条の規定により所轄庁の長及び内閣府総理大臣の許可を要します。	
1.申請者について	
氏名 (ふりがな)	生年月日
_____	_____ 年 _____ 月 _____ 日
_____	現住所
_____	_____
2.登録について	
市役所登録 市 _____ 区 _____ 住 居 _____ 所 (役) 名 _____ 係 長 _____ 職階付託 () _____ 課 _____ 号簿 勤務時間 _____ から _____ まで 平日で、1月 _____ 日、1日 _____ 時間 平均して、1月 _____ 日、1日 _____ 時間	職内内容と責任の程度 _____ _____ _____
3.事業所について	
勤務先 _____ 所在地 _____ 業 種 _____ 組織図 □組織図 □組織図 □その他 _____ 円	事業所々数(事業所) _____ (事業所)の区分 _____ _____ _____
4.勤務時間	
□常勤 □非常勤 _____ から _____ まで 平日で、1月 _____ 日、1日 _____ 時間 通算で _____ 時間	職内内容と責任の程度 _____ _____ _____
5.事業所定期限 □新規 □継続	
年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	

(裏)	
4 事業計画表欄に与える影響 別府県られた正副の勤務時間の一部を割く必要のある場合は、割く時間数を記入すること。	
5 事業を必要とする理由	
上記の事業を許可する。	年 月 日 (所轄庁の長) _____ 【実務番号： _____】
上記の事業を許可する。	年 月 日 (内閣総理大臣) _____ または各府県 _____